

○苫小牧市公設地方卸売市場業務規程

令和2年6月8日

規則第8号

(昭和47年規則第17号苫小牧市公設地方卸売市場業務規程を全文改正)

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第5条－第18条）

第2節 仲卸業者（第19条－第23条）

第3節 買受人（第24条・第25条）

第4節 関連事業者（第26条－第30条）

第3章 売買取引及び決済の方法

第1節 売買取引の方法（第31条－第42条）

第2節 決済の方法（第43条－第50条）

第4章 物品の品質管理（第51条）

第5章 市場施設の使用（第52条－第56条）

第6章 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（第57条－第60条）

第7章 雑則（第61条－第64条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この業務規程は、苫小牧市公設地方卸売市場条例（昭和41年条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この業務規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 卸売業者 条例第3条第1号の卸売業者をいう。

(2) 仲卸業者 条例第3条第2号の仲卸業者をいう。

- (3) 買受人 条例第3条第3号の買受人をいう。
- (4) 関連事業者 条例第3条第4号の関連事業者をいう。
- (5) 市場施設 条例第3条第5号の市場施設をいう。

(差別的取扱いの禁止)

第3条 市長は、苫小牧市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）における業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、仲卸業者、買受人、関連事業者その他の市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(休場日)

第4条 市場は、次に掲げる日に休場するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 2 前項各号に定める日のほか、市場のうち次の各号に掲げる取扱品目の部類に属する物品の卸売に係る場所については、当該各号に定める日に休場するものとする。

- (1) 青果部 12月31日から翌年1月4日まで
- (2) 水産物部 12月30日から翌年1月4日まで
- (3) 花き部 12月29日から翌年1月3日まで

3 市場は、第1項各号及び前項各号に定める日（以下「休場日」という。）を除き、毎日開場するものとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して休場日に開場し、又は臨時に休場することができる。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第5条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 2
- (2) 水産物部 2

(3) 花き部 2

(卸売業務の許可)

第6条 条例第3条第1号の許可（以下「卸売業務の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した卸売業務許可申請書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類
- (4) 市場における1年間の取引見込額（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (5) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務の許可をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 卸売業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (6) 法人であって、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。
- (7) その他市長が不適當であると認める者であるとき。

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、卸売業務の許可を受けた日から起算して30日以内に、誓約書（様式第2号）を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

（保証金の額）

第8条 前条第1項の保証金の額は、100万円の範囲内で取扱品目の部類ごとに市長が別に定める。

（保証金の充当）

第9条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、第7条第1項の保証金をこれに充てることができる。

（保証金の返還）

第10条 第7条第1項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して30日を経過した後でなければ返還しない。

（卸売業者の記章等の着用）

第11条 卸売業者は、市場内においては記章等を着用しなければならない。

（卸売業務の許可の取消し等）

第12条 市長は、卸売業者が第6条第2項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売業者が卸売業務の許可の取消しを申し出たときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務の許可を取り消し、又は売買取引の全部若しくは一部を停止することができる。

(1) 正当な理由がないのに卸売業務の許可の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(3) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。

3 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第13条 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務に係る場合に限る。)において当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。

(名称変更等の届出)

第14条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第6条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書等の提出)

第15条 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による提出を行ったときは、事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書について速やかに写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、前項の写しについて閲覧の申出があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒んではならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
 - (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
 - (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合
- 4 卸売業者は、各月ごとに実績報告書を作成し、翌月 10 日（その日が休場日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休場日及び土曜日以外の日）までに市長に提出しなければならない。

(せり人の登録)

第 16 条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人（以下「せり人」という。）は、当該卸売業者の申請に基づき市長の登録を受けている者でなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、せり人登録申請書（様式第 3 号）及びせり人となろうとする者がせりを遂行するのに必要な経験又は能力を有することを証する書類を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請があったときは、市長は、せり人登録申請書を受理した日から起算して 30 日以内に、せり人登録簿に当該申請に係るせり人を登録するとともに、その旨を申請者に通知しなければならない。

(せり人の記章等の着用)

第 17 条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章等を着用しなければならない。

(せり人の登録の抹消等)

第 18 条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてせり行為に従事することを禁止し、又はその登録を抹消することができる。

- (1) せり行為に関し、不公平な取扱いをし、又は不正な行為をしたとき。
- (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の抹消を申し出たとき。

第 2 節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第 19 条 仲卸業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 青果部 5

(2) 花き部 2

(仲卸業務の承認)

第 20 条 条例第 3 条第 2 号の承認（以下「仲卸業務の承認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した仲卸業務承認申請書（様式第 4 号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号及び主たる業種名

(3) 仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類

(4) 市場における 1 年間の取引見込額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業務の承認をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しないものであるとき。

(3) 仲卸業務の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者であるとき。

(4) 仲卸しの業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者であるとき。

(6) 法人であって、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。

(7) その申請に係る取扱品目の部類の卸売業者（その常勤役員及び使用人を

含む。) であるとき。

(8) その他市長が不適當であると認める者であるとき。

(保証金の預託)

第 21 条 仲卸業者は、仲卸業務の承認を受けた日から起算して 30 日以内に、誓約書を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第 22 条 前条第 1 項の保証金の額は、市長が別に定める。

(準用)

第 23 条 第 9 条から第 14 条まで並びに第 15 条第 1 項及び第 4 項の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、第 9 条及び第 10 条中「第 7 条第 1 項」とあるのは「第 21 条第 1 項」と、第 12 条第 1 項中「第 6 条第 2 項各号」とあるのは「第 20 条第 2 項各号」と読み替えるものとする。

第 3 節 買受人

(買受業務の承認)

第 24 条 条例第 3 条第 3 号の承認（以下「買受業務の承認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した買受業務承認申請書（様式第 5 号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号及び主たる業種名

(3) 買受けの業務を行おうとする取扱品目の部類

(4) 市場における 1 年間の取引見込額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、買受業務の承認をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 買受けの業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有

しない者であるとき。

- (3) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (4) 法人であって、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。
- (5) その申請に係る取扱品目の部類の卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）であるとき。
- (6) その他市長が不相当であると認める者であるとき。

（準用）

第25条 第11条、第12条及び第14条の規定は、買受人について準用する。

この場合において、第12条第1項中「第6条第2項各号（第3号を除く。）」とあるのは、「第24条第2項各号」と読み替えるものとする。

第4節 関連事業者

（関連事業の種類）

第26条 市場における関連事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 軽飲食業
- (2) 給油業
- (3) 氷販売業
- (4) その他市長が必要と認める業種

（関連事業の承認）

第27条 条例第3条第4号の承認（以下「関連事業の承認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した関連事業承認申請書（様式第6号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 関連事業において取り扱おうとする品目
- (4) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、関連事業の承認をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 関連事業の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 関連事業を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (6) 法人であって、その業務を執行する役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるとき。
- (7) その他市長が不適當であると認める者であるとき。

(保証金の預託)

第28条 関連事業者は、関連事業の承認を受けた日から起算して30日以内に、誓約書を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、関連事業を開始してはならない。

(保証金の額)

第29条 前条第1項の保証金の額は、市長が別に定める。

(準用)

第30条 第9条、第10条及び第12条から第14条までの規定は、関連事業者について準用する。この場合において、第9条及び第10条中「第7条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、第12条第1項中「第6条第2項各号」とあるのは「第27条第2項各号」と読み替えるものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

第1節 売買取引の方法

(売買取引の原則)

第31条 卸売業者、仲卸業者、買受人及び関連事業者（以下「市場関係事業者」という。）は、公正かつ効率的な売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第32条 卸売業者は、市場における業務の運営に関し、出荷者、仲卸業者、買受人、関連事業者その他の市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売に係る売買取引の方法)

第33条 卸売業者は、市場において行う卸売については、全ての物品について、せり売若しくは入札又は相対取引（以下「せり売等」という。）の方法によらなければならない。

- 2 卸売業者は、通常の卸売のための販売開始時刻を定めなければならない。
- 3 卸売業者は、第1項に規定する取引の方法の設定又は変更をしようとするときは、その方法を市場の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な手段（以下「掲示等」という。）により、関係者に十分周知しなければならない。この場合において、前項の販売開始時刻前に卸売をしようとするときは、その旨、当該卸売に係る物品、卸売予定数量その他必要な事項を併せて周知しなければならない。

(卸売に係る売買取引の条件の公表)

第34条 卸売業者は、次に掲げる売買取引の条件に係る事項について、掲示等により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金（以下「卸売代金」という。）の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（卸売の業務の規制）

第 35 条 卸売業者は、卸売業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしたときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、第 15 条第 4 項の規定により提出する実績報告書に、前項の販売について記載することにより行うものとする。

3 第 1 項の販売は、市場の適正かつ健全な運営を阻害することのないように行わなければならない。

（卸売の相手方の制限）

第 36 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び買受人（以下「仲卸業者等」という。）以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、仲卸業者等の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷量が著しく多いため又は市場に出荷された物品が仲卸業者等にとって品目又は品質が特殊であるため、残品を生じるおそれがある場合

(2) 仲卸業者等に対して卸売をした後残品を生じた場合

(3) あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に卸売をする場合

(4) 市が主催する行事等のうち市長が認めるものにおいて卸売をする場合

(5) 災害の発生その他特別な事情がある場合

（売渡票）

第 37 条 卸売業者は、取引終了後速やかに売渡票を作成し、仲卸業者等に交付しなければならない。

（卸売業者の買受物品等の制限）

第 38 条 卸売業者は、市場において卸売業務の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害する

おそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者等から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(卸売物品の仲卸業者等の明示及び引取り)

第 39 条 卸売業者は、卸売をした物品について買い受けた仲卸業者等が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 仲卸業者等は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、仲卸業者等が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者等の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売等に係る価格に 100 分の 108（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 34 条第 1 項第 1 号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）以外のものにあつては、100 分の 110）を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者等に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者等に請求することができる。

(仲卸しの業務の規制)

第 40 条 仲卸業者は、仲卸業務の承認に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における販売の委託の引受けをしてはならない。

- 2 仲卸業者は、仲卸業務の承認に係る取扱品目の部類に属する物品を卸売業者以外の者から買い入れて、市場において販売をしたときは、市長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告は、第 23 条において準用する第 15 条第 4 項の規定により提出する実績報告書に、前項の販売について記載することにより行うものとする。
- 4 第 2 項の販売は、市場の適正かつ健全な運営を阻害することのないように行わなければならない。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第 41 条 市場関係事業者は、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売

買の目的をもって所持してはならない。

- 2 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(売買取引の結果等の報告及び公表)

第 42 条 卸売業者は、当該卸売業者に係る次の各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
 - (2) その日の前開場日における主要な品目の卸売の数量及び価格
 - (3) その日の前開場日において卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（条例第 10 条第 1 項第 1 号の卸売金額をいう。以下同じ。）
 - (4) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第 34 条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）
- 2 卸売業者は、前項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる事項を報告したときは、これを掲示等により公表しなければならない。
 - 3 市長は、市場における第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項の報告を受けたときは、これを掲示等により公表しなければならない。
 - 4 前 2 項の規定により公表される内容が同一であるときは、これを市長と卸売業者が共同して公表できるものとする。

第 2 節 決済の方法

(決済の原則)

第 43 条 市場における売買取引（卸売のための販売の委託の引受けを含む。）を行う場合における決済は、この業務規程で別に定めるもののほか、当該取引の当事者間で合意した支払期日及び支払方法（現金の交付、手形若しくは小切手の振出し、預金若しくは貯金への振込み又は口座振替のいずれかの方法に限る。）によらなければならない。

(仕切り及び送金並びにこれらに関する特約)

第 44 条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸

売をした日の翌日（売買仕切書又は第3号に掲げる金額の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、次に掲げる事項を明記した売買仕切書及び同号に掲げる金額を送付しなければならない。

- (1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売等に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に100分の8（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10）を乗じて得た金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第49条第2項の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に100分の8（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10）を乗じて得た金額）
- (2) 次条の規定による当該卸売に係る委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (3) 第1号の単価と数量の積の合計額に100分の108（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の110）を乗じて得た金額から前号の委託手数料及び委託者の負担となる費用の金額を控除した金額（以下「売買仕切金」という。）

2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その特約に関する書面を備え付け、市長の求めに応じて提出しなければならない。

（委託手数料の額）

第45条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額とする。

- (1) 野菜 100分の8.5
- (2) 果実 100分の8
- (3) 生鮮水産物 100分の7
- (4) 花き 100分の10

- (5) 野菜の加工品 100 分の 8.5
- (6) 果実の加工品 100 分の 8
- (7) 水産物の加工品 100 分の 7
- (8) 花きの加工品 100 分の 10
- (9) 前各号以外の品目 100 分の 10

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を、掲示等により委託者に周知しなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第 46 条 卸売業者は、集荷の円滑化を期するために出荷者に対し売買仕切金の前渡し、保証金の差し入れ、又は資金の貸付けをすることができる。

(出荷者奨励金の交付)

第 47 条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

(買受代金の支払)

第 48 条 仲卸業者等は、卸売業者から買い受けた物品の代金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、仲卸業者から物品を買い受けた者においてその物品の代金の支払について準用する。

(卸売代金の変更の禁止)

第 49 条 卸売業者は、正当な理由がなく卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。

2 卸売業者は、正当な理由により卸売代金の変更をしたときは、当該売買仕切書に変更の理由を付記しなければならない。

(完納奨励金の交付)

第 50 条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため仲卸業者等に対して完納奨励金を交付することができる。

第 4 章 物品の品質管理

(物品の品質管理)

第 51 条 市場関係事業者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他の市場において取り扱う物品の品質管理に関する法令等の規定を遵守しなければならない。

第 5 章 市場施設の使用

（施設の使用指定等）

第 52 条 市場関係事業者及び次項に規定する者が許可を受けて使用する市場施設の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、市場関係事業者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

（用途変更、転貸等の禁止）

第 53 条 市場施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（原状変更の禁止）

第 54 条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて、当該市場施設の原状に変更を加えたときは、使用者は返還の際原状に復し、又はこれに代わる費用の弁償をするものとする。

（補修弁済）

第 55 条 市場施設を故意又は過失により滅失し、又は損傷した者は、その補修をし、又はその費用の弁済をしなければならない。

（使用料等）

第 56 条 条例第 10 条第 1 項第 1 号の規則で定める額は、卸売金額の 1,000 分の 3 に相当する額とする。

2 条例第 10 条第 1 項第 2 号の規則で定める額は、卸売業者以外の者から買い

入れた物品の販売金額の1,000分の3に相当する額とする。

- 3 条例第10条第1項第3号の規則で定める額は、別表に定める額とする。
- 4 卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料はその月分を翌月の25日（その日が休場日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休場日及び土曜日以外の日。以下この項において同じ。）までに、売場等施設使用料はその月分を当月の25日までにそれぞれ納入しなければならない。
- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 使用者は、使用許可を受けた日から使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を減免することができる。
- 7 市場施設において使用する電灯、電力、電話、ガス、水道、下水道、ごみ処理及び暖房に要する費用は、使用者の負担とする。

第6章 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会

（会長及び副会長）

第57条 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。

（会議）

第58条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第59条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席さ

せて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(委任)

第 60 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 7 章 雑則

(業務規程の遵守義務)

第 61 条 出荷者、市場関係事業者その他の市場の利用者は、この業務規程を遵守しなければならない。

2 市長は、この業務規程を遵守させるため、必要な限度において、前項に規定する者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置（次項において「指導等」という。）をとることができる。

3 市長は、第 1 項の規定に違反し、又は指導等に従わなかった市場関係事業者に対し、その業務の全部又は一部を停止させることができる。

(市場の秩序の保持等)

第 62 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は信用を失墜する行為をしてはならない。

2 市長は、市場の秩序の保持を図るため必要があると認めるときは、市場への入場の制限その他必要な措置をとることができるものとする。

(清潔の保持)

第 63 条 市場関係事業者は、市場施設の清潔を保持し、物件の整理整頓に努めなければならない。

(雑則)

第 64 条 この業務規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の苫小牧市公設地方卸売市場業務規程（以下「改正後

の規則」という。)第56条第2項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の販売に係る販売金額について適用する。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の苫小牧市公設地方卸売市場業務規程第54条第1項の規定により定められた苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会の会長又は副会長である者は、施行日に、改正後の規則第57条第1項の規定により定められたものとみなす。

別表（第 56 条関係）

種別		金額	
青果 物売 場	売場使用料		1平方メートルにつき 月額 120円
	冷蔵庫使用料		〃 月額 330円
	事務所使用料		〃 月額 250円
	食堂使用料		〃 月額 250円
	作業場使用料		〃 月額 250円
	倉庫使用料		〃 月額 150円
	上屋使用料		〃 月額 120円
水産 物売 場	売場使用料		1平方メートルにつき 月額 100円
	冷蔵庫使用料		〃 月額 730円
	事務所使用料	1階	〃 月額 170円
		2階	〃 月額 150円
	食堂使用料		〃 月額 150円
	倉庫使用料		〃 月額 120円
	冷凍倉庫使用料		〃 月額 600円
花き 売場	売場使用料		1平方メートルにつき 月額 200円
	冷蔵庫使用料		〃 月額 750円
	事務所使用料		〃 月額 300円
	倉庫使用料		〃 月額 200円
その 他	冷凍庫使用料		1平方メートルにつき 月額 750円
	低温庫使用料		〃 月額 600円
	倉庫使用料		〃 月額 150円

様式第 1 号（第 6 条関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

住所

氏名 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

苫小牧市公設地方卸売市場において卸売の業務を行うことにつき許可を受けたいので、次のとおり申請します。

商号	
主たる業種名	
卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類	
市場における 1 年間の取引見込額 （消費税額及び地方消費税額を含む。）	
資本金又は出資の額 （法人のみ記入）	
役員の氏名 （法人のみ記入）	

様式第2号（第7条、第21条、第28条関係）

誓約書

卸売市場に関する法令、苫小牧市公設地方卸売市場条例、苫小牧市公設地方卸売市場業務規程その他の関係規程を遵守し、誠実、公正を旨として業務を執行いたします。

万一、これらの規程又はこれらの規程に基づく指示等に違反したときは、相当の処分を受けても異議ありません。

上記のとおり、誓約いたします。

年 月 日

苫小牧市長 様

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第3号（第16条関係）

せり人登録申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

せり人について登録を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名	生年月日	現住所	卸売業者との関係

様式第4号（第20条関係）

仲卸業務承認申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

住所

氏名 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

苫小牧市公設地方卸売市場において仲卸しの業務を行うことにつき承認を受けたいので、次のとおり申請します。

商号	
主たる業種名	
仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類	
市場における1年間の取引見込額 （消費税額及び地方消費税額を含む。）	
資本金又は出資の額 （法人のみ記入）	
役員の氏名 （法人のみ記入）	

様式第 5 号（第 24 条関係）

買受業務承認申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

苫小牧市公設地方卸売市場において買受けの業務を行うことにつき承認を受けたいので、次のとおり申請します。

商号	
主たる業種名	
買受けの業務を行おうとする取扱品目の部類	
市場における 1 年間の取引見込額 （消費税額及び地方消費税額を含む。）	
資本金又は出資の額 （法人のみ記入）	
役員の氏名 （法人のみ記入）	

様式第6号（第27条関係）

関連事業承認申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

苫小牧市公設地方卸売市場において関連事業を行うことにつき承認を受けた
いので、次のとおり申請します。

商号	
主たる業種名	
関連事業において取り扱おうとする品目	
資本金又は出資の額 (法人のみ記入)	
役員の氏名 (法人のみ記入)	